



林野火災注意報・林野火災警報の お知らせ

全国で林野火災が発生していることを受け、林野火災を予防するため、高崎市・安中市消防組合火災予防条例を一部改正しました。

乾燥時等、一定の条件に該当した場合には、**林野火災注意報**、**林野火災警報**が発令されますので、発令時には火の使用制限にご協力ください。

なお、吉井地域については、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部の管轄になりますので、ご注意ください。

○対象地域

- ・高崎市（吉井地域を除く）：高崎市森林整備計画書における市町村森林整備計画概要図（森林位置）で示されている国有林及び民有林の存する地域
- ・安中市：安中市森林整備計画における市町村森林整備計画概要図（森林位置）で示されている国有林及び民有林の存する地域

※国有林の存する地域の詳細については、関東森林管理局のHPから森林計画を参照してください。

関東森林管理局HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

※民有林の存する地域の詳細については、群馬県が導入しているマッピングぐんま（インターネット公開向け統合型地理情報システム）から森林計画図を参照してください。

マッピングぐんまPC用：

<https://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/Portal>

マッピングぐんまスマートフォン用：

<https://www2.wagmap.jp/gunma-sp/>



○対象期間

- ・毎年1月から5月まで



○林野火災注意報、林野火災警報発令時の火の使用制限

- ・林野火災注意報発令時には、対象地域で火の使用制限の努力義務が生じます。
- ・林野火災警報発令時には、対象地域で火の使用制限が課せられます。
- ・主な火の使用制限には次の事項が該当になります。
 - ①山林、原野等への火入れ
 - ②煙火の消費
 - ③屋外での火遊び又はたき火
 - ④屋外において、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近での喫煙

○林野火災注意報、林野火災警報発令時の広報等について

- ・林野火災注意報、林野火災警報の発令時及び解除時には、次の方法によりお知らせします。①～⑤は各登録方法により登録すると、林野火災注意報、林野火災警報の情報がお知らせされます。

①安心ほっとメール（高崎市民向け（吉井地域を除く））

登録方法：配信カテゴリーの防災情報をチェックして登録

②高崎市LINE（高崎市民向け（吉井地域を除く））

登録方法：防災情報で配信されるため、特定のカテゴリー選択は不要

③安中市メール配信サービス（安中市民向け）

登録方法：配信カテゴリーの防災情報（安中地域、松井田地域）をチェックして登録

④安中市LINE（安中市民向け）

登録方法：受信設定フォームの防災情報をチェックして登録

⑤防災あんなか（アプリ）（安中市民向け）

登録方法：通知設定のお知らせ（安中地域、松井田地域）をチェックして登録

⑥対象地域において消防車両による広報（発令時のみ）

○お問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 予防査察係

TEL：027-324-2214

又はお近くの消防署・分署まで

